

平成25年度 第3回

## 鶴岡市国民健康保険運営協議会

日 時 : 平成26年2月7日(金) 午後1時～

場 所 : 鶴岡市役所 委員会室

# 会 議 次 第

H26.2.7 平成 25 年度第 3 回国保運営協議会

1. 開 会

2. 会長あいさつ

3. 会議録署名委員の指名

4. 協 議

(1) 平成 26 年度国民健康保険制度の改正等について

(2) 平成 26 年度鶴岡市国民健康保険事業計画 (案) について

(3) 平成 26 年度鶴岡市国民健康保険特別会計予算 (案) について

(4) 鶴岡市国民健康保険診療所の一部負担金、使用料及び手数料条例の一部改正 (案) について

(5) 平成 25 年度鶴岡市一般会計補正予算 (案) について

(6) 平成 25 年度鶴岡市国民健康保険特別会計補正予算 (案) について

(7) その他

5. その他

6. 閉 会

## 平成 26 年度 国民健康保険制度の改正等について

## 1 国民健康保険税の取扱い

## (1) 医療給付費分

平成 25 年度に税率を引き上げて税収の確保を図ったところであり、今後の会計収支の見通しにおいても、財政運営が維持できると見込まれることから、平成 26 年度は改定を行わないこととするものです。(3・4 ページ参照)

## (2) 後期高齢者支援金分及び介護納付金分

被保険者 1 人当たりの負担額 (全国統一単価) が示され、それを基に本市の平成 26 年度所要額を算定したところ、下表のとおりとなりました。

( ) 内は前年度比

区 分	1 人当り負担額	加入者見込数	前々年度精算額	所 要 額
後期高 齢者分	54,505 円 (3.8%増)	35,845 人 (▲2.5%)	147,199 千円 (38.4%増)	1,806,533 千円 (▲1.0%)
介護分	63,300 円 (5.9%増)	14,675 人 (▲4.5%)	64,852 千円 (38.1%増)	864,076 千円 (▲0.9%)

両者ともに、所要額が前年度より減額となり、現行税率による平成 26 年度収納額で賄える見込めることから、税率を据え置くものです。

## (3) 低所得者に対する税額軽減の対象世帯の拡大 (法令等による制度改正)

## ① 5 割軽減の拡大 ~ 単身世帯も対象化

例：3 人世帯の軽減対象額 給与収入 約 147 万円 → 約 178 万円

## ② 2 割軽減の拡大 ~ 所得基準額：被保険者数 1 人当り 35 万円 → 45 万円

例：3 人世帯の軽減対象額 給与収入 約 223 万円 → 約 266 万円

## (4) 課税限度額の引上げ (法令等による制度改正)

① 後期高齢者支援金分 14 万円 → 16 万円

② 介護納付金分 12 万円 → 14 万円

## 2 一部負担金に係る改正（法令等による制度改正）

### (1) 70～74 歳に係る特例措置の見直し

平成 20 年度から 2 割負担と法定されている中で、これまで国の予算措置により 1 割負担に凍結していた特例措置を見直し、平成 26 年度に 70 歳に到達する方から段階的に 2 割負担に戻すものです。

### (2) 高額療養費の所得区分の細分化

上位所得者の所得区分を細分化し、限度額を引き上げるとともに、一般所得者の所得区分を細分化し、限度額の一部を引き下げるものです。（平成 27 年 1 月からの実施予定）

# 国民健康保険税率の推移

## 医療給付費分

(改正)

	平成17年度			平成18年度			平成19年度			平成20年度～平成22年度			平成23年度			平成24年度			平成25年度						
	所得割	資産割	均等割	所得割	資産割	均等割	所得割	資産割	均等割	所得割	資産割	均等割	所得割	資産割	均等割	所得割	資産割	均等割	所得割	資産割	均等割				
鶴岡	6.90	28.00	21,500	7.40	30.00	23,000	7.40	30.00	23,000	5.30	20.00	15,900	5.30	20.00	15,900	5.10	19.50	15,500	5.10	19.50	15,500	6.00	19.50	24,000	20,000
藤島	5.10	25.00	21,000	7.20	30.00	22,000	7.20	30.00	22,000	5.10	20.00	14,900	5.10	20.00	14,900	5.10	20.00	14,900	5.10	20.00	14,900	5.10	20.00	14,900	21,500
羽黒	4.60	22.30	18,500	6.30	26.00	20,500	6.30	26.00	20,500	4.20	16.00	13,400	4.20	16.00	13,400	5.10	19.50	15,500	5.10	19.50	15,500	5.10	19.50	15,500	20,000
楯引	5.80	26.00	20,300	7.20	30.00	23,000	7.20	30.00	23,000	5.10	20.00	15,900	5.10	20.00	15,900	5.10	20.00	15,900	5.10	20.00	15,900	5.10	20.00	15,900	21,500
朝日	6.40	30.00	20,000	6.40	30.00	20,000	6.40	30.00	20,000	4.30	20.00	12,900	4.30	20.00	12,900	4.30	20.00	12,900	4.30	20.00	12,900	4.30	20.00	12,900	20,500
温海	6.40	27.00	22,000	6.40	27.00	22,000	6.40	27.00	22,000	4.30	17.00	14,900	4.30	17.00	14,900	4.30	17.00	14,900	4.30	17.00	14,900	4.30	17.00	14,900	21,500
限度額	53万円			53万円			56万円			47万円 → H22 50万円			51万円			51万円			51万円			51万円			

(単位：％、円)

## 後期高齢者医療支援金分

(改正)

	平成17年度			平成18年度			平成19年度			平成20年度～平成22年度			平成23年度			平成24年度			平成25年度						
	所得割	資産割	均等割	所得割	資産割	均等割	所得割	資産割	均等割	所得割	資産割	均等割	所得割	資産割	均等割	所得割	資産割	均等割	所得割	資産割	均等割				
全市										2.10	10.00	7,100	2.10	10.00	7,100	2.40	10.00	7,800	2.40	10.00	7,800	2.40	10.00	7,800	9,500
限度額										12万円 → H22 13万円			14万円			14万円			14万円			14万円			

(単位：％、円)

## 介護保険納付金分

(改正)

	平成17年度			平成18年度			平成19年度			平成20年度～平成22年度			平成23年度			平成24年度			平成25年度						
	所得割	資産割	均等割	所得割	資産割	均等割	所得割	資産割	均等割	所得割	資産割	均等割	所得割	資産割	均等割	所得割	資産割	均等割	所得割	資産割	均等割				
鶴岡	1.77	9.20	8,200	1.77	9.20	8,200	1.77	9.20	8,200	1.40	7.50	7,200	1.40	7.50	7,200	1.60	7.50	8,200	1.60	7.50	8,200	2.20	7.50	9,700	5,900
藤島	0.77	4.90	5,600	1.37	6.90	7,300	1.37	6.90	7,300																
羽黒	0.63	4.10	5,200	1.05	4.70	5,800	1.22	6.50	7,500	1.40	7.50	7,200	1.40	7.50	7,200	1.60	7.50	8,200	1.60	7.50	8,200	2.20	7.50	9,700	5,900
楯引	1.64	8.20	8,100	1.64	8.20	8,100	1.64	8.20	8,100	1.40	7.50	7,200	1.40	7.50	7,200	1.60	7.50	8,200	1.60	7.50	8,200	2.20	7.50	9,700	5,900
朝日	1.13	8.59	8,100	1.46	8.70	8,200	1.46	8.70	8,200	1.46	8.70	8,200	1.46	8.70	8,200	1.46	8.70	8,200	1.46	8.70	8,200	1.46	8.70	8,200	5,500
温海	0.83	4.60	5,600	1.18	6.50	6,000	1.34	7.90	7,500	1.40	7.50	7,200	1.40	7.50	7,200	1.60	7.50	8,200	1.60	7.50	8,200	2.20	7.50	9,700	5,900
限度額	9万円			9万円			9万円			9万円 → H21～10万円			12万円			12万円			12万円			12万円			

(単位：％、円)

鶴岡市国民健康保険の財政見通し

[平成26年度予算時点]

歳入

年度	(決算額)	
	平成23年度	平成24年度
国保税	2,911,429	3,111,482
国県支出金	4,285,117	3,924,399
療給交付金	1,090,052	1,213,910
前期交付金	2,492,938	2,882,442
共同事業交付金	1,299,799	1,348,539
一般会計繰入金	562,503	610,649
基金繰入金	400,000	320,000
前年度繰越金	236,986	170,081
その他収入	62,185	44,980
歳入計	13,341,009	13,626,482

年度	(見込額)		(単位:千円)
	平成25年度	平成26年度	
	3,385,185	3,361,634	3,256,989
	3,654,121	3,746,449	3,617,373
	1,099,652	1,086,932	915,454
	3,104,578	3,155,286	3,376,301
	1,294,120	1,395,355	3,156,452
	682,551	713,149	751,977
	0	0	70,570
	141,537	55,716	55,714
	40,068	55,507	84,378
	13,401,812	13,570,028	15,285,208

歳出

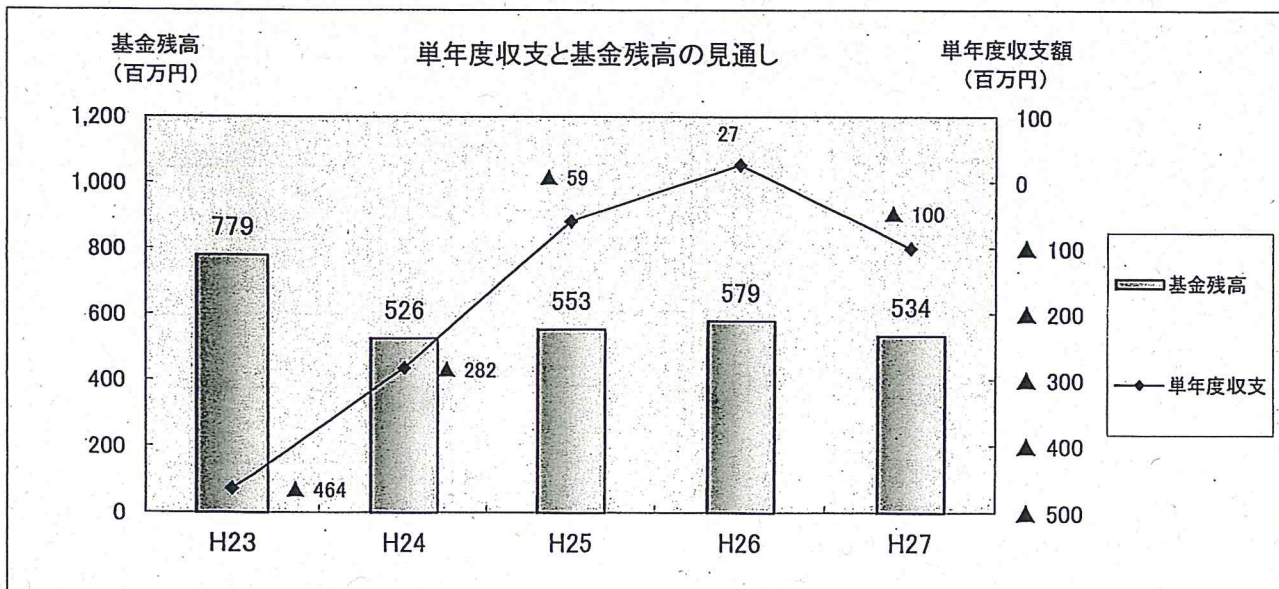
年度	(決算額)	
	平成23年度	平成24年度
事務費	80,101	77,151
保険給付費	8,693,939	8,791,343
各種拠出金等	2,570,824	2,683,436
共同事業拠出金	1,431,058	1,461,577
保健事業費	208,961	205,676
基金積立金	2,934	66,992
その他支出	183,111	198,770
歳出計	13,170,928	13,484,945

年度	(見込額)			(単位:千円)
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	
	80,208	82,681	77,421	
	8,776,467	8,947,240	8,750,005	
	2,694,935	2,672,116	2,794,609	
	1,391,179	1,512,814	3,346,165	
	210,525	223,241	226,209	
	26,578	26,660	25,868	
	166,204	49,562	64,931	
	13,346,096	13,514,314	15,285,208	

収支等

年度	(決算額)	
	平成23年度	平成24年度
形式収支	170,081	141,537
単年度収支	▲ 463,971	▲ 281,552
年度末基金残高	778,937	525,929

年度	(見込額)			(単位:千円)
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	
	55,716	55,714	0	
	▲ 59,243	26,658	▲ 100,416	
	552,507	579,167	534,465	



## 平成26年度 鶴岡市国民健康保険事業計画(案)

国民皆保険制度の中核を担っている国民健康保険は、地域住民の医療の確保、健康の保持増進及び市民福祉の向上に大きく貢献している。

しかしながら、被保険者の高齢化や医療技術の高度化等による医療費の増嵩に加え、無所得・低所得世帯を多く抱えるなど構造的要因により、国民健康保険の財政は厳しい状況に置かれている。

このような情勢の下、本市国民健康保険においては、今後の医療制度改革の動向を注視するとともに、引き続き、保険制度の市民周知に努め、関係機関との連携を強化しながら、以下に掲げる事業を推進することにより、適正かつ円滑な運営を図っていくものとする。

## 1 重点目標

- (1) 健全財政の維持
- (2) 適正課税の推進
- (3) 収納対策の取組強化
- (4) 特定健診・特定保健指導等保健事業の推進
- (5) 被保険者資格の適用適正化
- (6) 医療費適正化の推進
- (7) 国民健康保険制度の趣旨普及と広報活動の充実
- (8) 事務の適正実施と窓口サービスの向上
- (9) 国民健康保険診療所の適正運営
- (10) 国民健康保険の広域化等への対応

## 2 実施事業概要

## (1) 健全財政の維持

平成25年度に医療給付費分の保険税の税率引上げや一般会計繰入金を増額を行ったが、引き続き、会計収支の動向等を見据えながら、単年度収支の均衡確保や給付基金の適正管理など総合的・継続的に行う。併せて、構造的な課題を抱える国民健康保険財政について、国・県等から適切な支援が行われるよう、関係機関・団体への働きかけを行う。

## (2) 適正課税の推進

より公平な税負担の確保に向け、被保険者世帯の所得の把握に努め、適正な課税を行う。

- ① 分かりやすい広報に努め、保険税の改正事項や税の仕組みに関する住民周知を丁寧に行うとともに、市民からの問合せに対する窓口・電話対応等の相談業務の充実を図る。
- ② 未申告者に対する二次申告相談等の実施により、その早期解消に努める。

### (3) 収納対策の取組強化

主要財源である保険税について、現年分収納率 92.5%、滞納繰越分収納率 15.0%を目標に収収の確保に努める。

- ① 保険税を普通徴収の方法で納付する納税義務者については、口座振替を基本とし、納税通知書への口座振替依頼書の同封や金融機関窓口・各種広報での勧奨により、口座振替利用の一層の拡大に努める。
- ② 納税推進員を継続配置し、滞納初期段階での文書催告、電話催告及び臨戸による納付の督促に努める。
- ③ 休日相談や夜間訪問による納税指導を実施する。
- ④ 滞納世帯の生活・財産等の実態調査を徹底し、早期の滞納解消に向けた納税指導に努める。
- ⑤ 地方税法に基づく滞納処分の適正執行（不動産公売やインターネット公売を含む。）や国民健康保険法に基づく短期被保険者証・被保険者資格証明書の交付など、滞納者に対する公平適切な措置を講じる。

### (4) 特定健診・特定保健指導等保健事業の推進

「第二期特定健康診査等実施計画」に基づき、関係機関との連携を図り、特定健診・特定保健指導の円滑な実施に努めるとともに、各種保健事業を積極的に展開し、被保険者の健康の保持増進を図る。

- ① 特定健診については、衛生部門との連携により、登録制による効果的な受診意向調査を実施するとともに、受診券の発行や広報等による啓発、未受診者への受診勧奨の強化、国保連合会事業の活用などにより、受診率の向上を図る。
- ② 特定保健指導については、人間ドック及び集団健診の健診日に初回面接を実施することにより、一層の実施率の向上に努める。
- ③ 40歳以上の全年齢を対象に、人間ドック助成を行い、健診受診率の向上を図る。
- ④ 平成26年度から稼働する国保データベース（KDB）システムを利活用し、地域の医療費分析や健康課題の把握に努め、きめ細かい保健事業を実施する。
- ⑤ 市全体の健康づくり事業や健康スポーツ事業、老人福祉事業等との連携を図り、被保険者の健康の保持増進を進める。
- ⑥ エイズ予防等に関する知識の普及啓発を行う。
- ⑦ ヘルスアップ訪問指導事業により、糖尿病精密検査の受診勧奨と保健指導を行い、被保険者の健康の保持増進と重症化防止を図る。

### (5) 被保険者資格の適用適正化

適正な事業運営の基本となる被保険者資格の適用適正化を進める。

- ① 日本年金機構から提供される「ねんきんネット情報」や国民年金リストの活用、関係機関との連携、事業所への協力要請等により、遡及適用防止や他保険との重複加入防止の取組みを進める。
- ② 適用適正化対策強化月間を定め、適正化システムによる所得把握、擬制世帯・無所得世帯



等の社保適用についての確認、居所不明者への対応など、適用適正の推進を図る。

③ 退職被保険者及びその被扶養者の適用促進など退職者医療制度の適正な運用を図る。

④ 広報活動等を通じ、国民健康保険の資格の得喪手続に関する周知徹底を図る。

#### (6) 医療費適正化の推進

医療費適正化施策の効果的な実施により、医療費の適正化を一層進める。

① レセプト点検業務を従来の嘱託職員4名体制から国保連合会へ委託する（被保険者1人当たり財政効果額目標：330円）とともに、被保険者資格点検による請求事務の適正化に努める。

② 医療費通知により、世帯及び被保険者ごとの医療費状況について、情報提供を行う。

③ 医療機関への協力要請とレセプト情報を基に、第三者行為の把握と確実な求償を図る。

④ 重複受診・頻回受診の改善や軽症患者の救急医療受診の改善（かかりつけ医や休日夜間診療所、救急電話相談の利用）など、適正受診に向けた指導・啓発に努める。

⑤ ジェネリック医薬品の普及啓発に関し、希望カード・希望シールの配布や差額通知等を実施する。

⑥ 柔道整復師の施術に係る療養費等の適正化に向けた広報等を行う。

#### (7) 国民健康保険制度の趣旨普及と広報活動の充実

円滑な事業運営を行うため、保険制度や保険税、医療・財政状況、制度改正等に関する周知広報活動の充実を図る。

① 市広報、国保だより、ホームページ、市役所市民ロビーの受付番号表示モニター等を活用するとともに、各種イベント時におけるパンフレット配布、山形県保険者協議会の共同キャンペーンへの参加等により、国民健康保険に対する市民理解の促進を図る。また、税に関する標語や作文募集等により、納税意識の啓発を図る。

② 被保険者への影響が大きい各種制度改正について、適時適切に広報を実施する。

#### (8) 事務の適正実施と窓口サービスの向上

職員研修の充実や基幹電算システムの運用等により、被保険者資格の得喪や保険給付等の事務の適正化・迅速化を進めるとともに、市民からの相談に対する親切な対応・説明など窓口サービスの向上に努める。

#### (9) 国民健康保険診療所の適正運営

山間部の地域医療の確保を図る観点から、国民健康保険診療所の適正運営に努める。

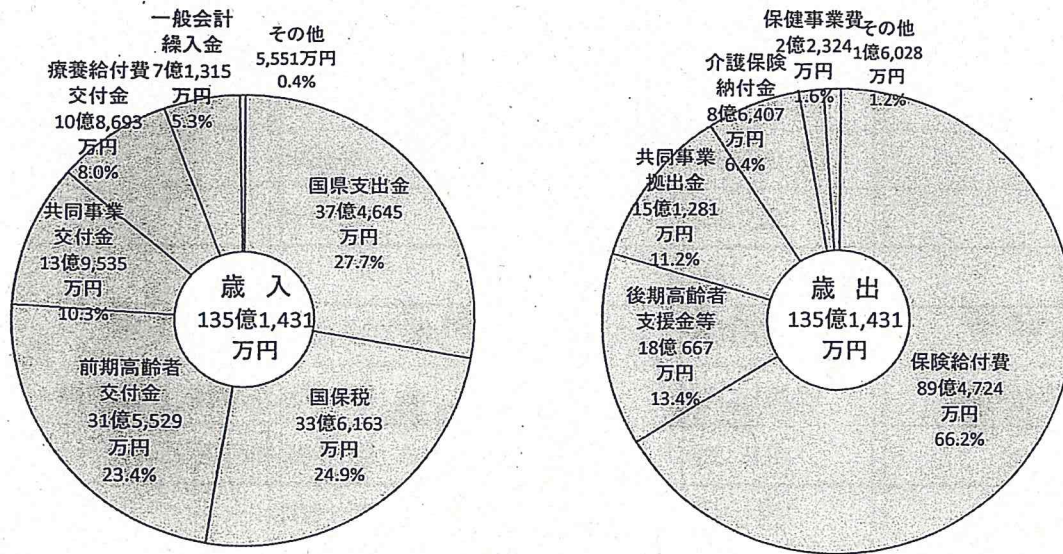
#### (10) 国民健康保険の広域化等への対応

本市国民健康保険の現状に即して、本県における国民健康保険の広域化等への適切な対応を図っていく。

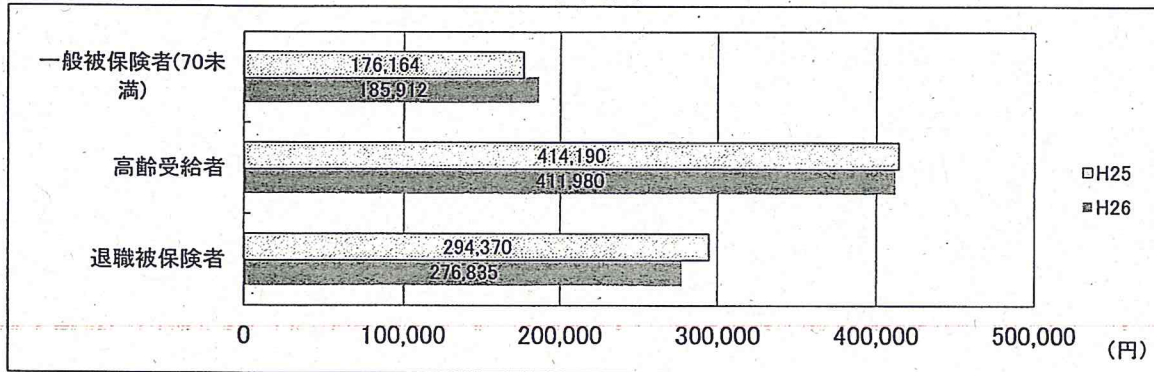
① 毎年度の目標収納率を上回ることによって県調整交付金に上乗せ措置が講じられていることから、収納率の向上とともに、財源の確保を図る。

- ② 平成 27 年度からの保険財政共同安定化事業の対象医療費の拡大を前に、適切な制度運営がなされるよう、県調整交付金の配分方法を含め、県及び関係市町村と協議を行う。
- ③ 平成 29 年度の国保広域化（保険者機能が市町村から都道府県単位へ移行）について、的確な情報収集、迅速・適切な対応を図る。

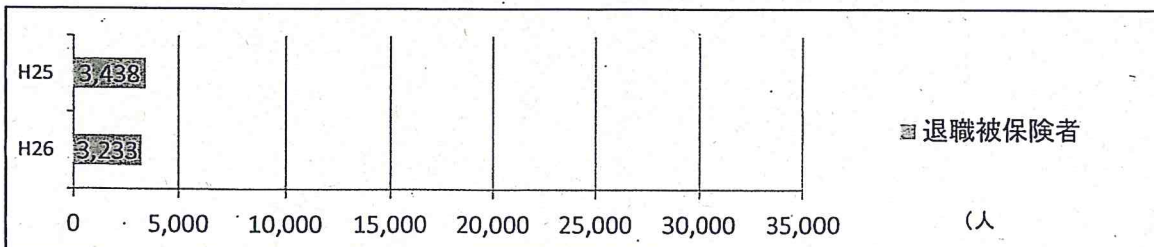
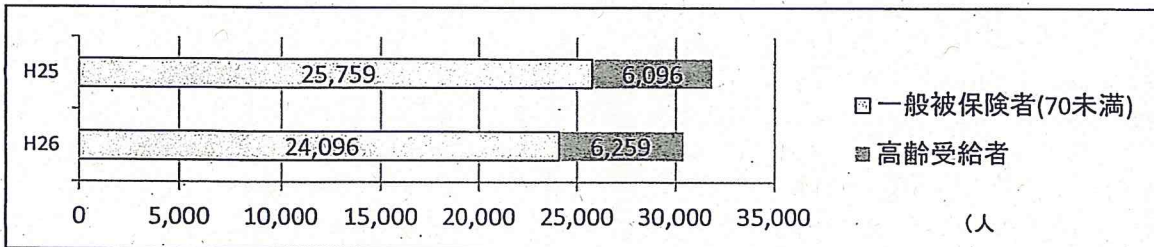
平成26年度鶴岡市国民健康保険特別会計予算(案)概要



○一人当たり保険給付費(療養の給付+療養費)(3月~2月診療ベース)



○一般・退職別被保険者数



国民健康保険特別会計（事業勘定） 平成26年度予算の概要

【歳入】

(単位：千円)

款 項 目	H26予算	H25予算	増 減	備 考
1 国民健康保険税	3,361,634	3,322,581	39,053	H25税込見込みより
一般分	2,979,369	2,952,444	26,925	
退職分	382,265	370,137	12,128	
2 督促手数料	1,500	1,500	0	
3 国庫支出金	3,025,043	3,341,738	▲ 316,695	
療養給付費等負担金	2,119,376	2,248,277	▲ 128,901	保険給付費の減
財政調整交付金	817,208	1,004,697	▲ 187,489	前期高齢者交付金の増
4 県支出金	721,406	803,457	▲ 82,051	
財政調整交付金	632,947	714,693	▲ 81,746	前期高齢者交付金の増
5 療養給付費交付金	1,086,932	1,283,521	▲ 196,589	退職被保険者数の減
6 前期高齢者交付金	3,155,286	2,780,985	374,301	H25交付見込みより
7 共同事業交付金	1,395,355	1,444,132	▲ 48,777	H25交付見込みより
高額医療費共同事業	227,882	252,821	▲ 24,939	
保険財政共同安定化事業	1,167,473	1,191,311	▲ 23,838	
8 利子及び配当金	3,319	3,903	▲ 584	
9 一般会計繰入金	713,149	661,880	51,269	
保険基盤安定分	469,902	440,260	29,642	税軽減世帯の増
事務費分	68,892	74,097	▲ 5,205	
財政安定化支援事業分	87,317	47,586	39,731	算定方法の見直し
国庫支出金減額遡及分	52,038	64,937	▲ 12,899	H24実績等による減
給付基金繰入金	0	0	0	
10 前年度繰越金	2	2	0	
11 諸収入	50,688	78,973	▲ 28,285	貸付利用件数の減
計	13,514,314	13,722,672	▲ 208,358	

## 【歳出】

(単位：千円)

款 項 目	H26予算	H25予算	増 減	備 考
1 総務費	82,681	81,405	1,276	
総務管理費	52,801	53,133	▲ 332	
徴税费	28,326	26,737	1,589	収納事務体制の見直し
運営協議会費	852	846	6	
2 保険給付費	8,947,240	9,089,029	▲ 141,789	H25給付見込みより
療養諸費	7,985,634	8,107,117	▲ 121,483	
高額療養費	894,929	914,735	▲ 19,806	
3 後期高齢者支援金等	1,806,666	1,831,916	▲ 25,250	被保険者数の減
4 前期高齢者納付金等	1,277	1,015	262	
5 老人保健拠出金	97	97	0	
6 介護保険納付金	864,076	871,501	▲ 7,425	被保険者数の減
7 共同事業拠出金	1,512,814	1,519,716	▲ 6,902	
高額医療費共同事業	260,118	260,429	▲ 311	
保険財政共同安定化事業	1,252,596	1,259,187	▲ 6,591	
8 保健事業費	223,241	226,111	▲ 2,870	
特定健診等事業	147,993	148,549	▲ 556	
9 基金積立金	26,660	26,951	▲ 291	
10 公債費	1,500	1,500	0	
11 諸支出金	38,062	63,431	▲ 25,369	貸付利用件数の減
12 予備費	10,000	10,000	0	
計	13,514,314	13,722,672	▲ 208,358	

## 【差引等】

(単位：千円)

項 目	H26予算	H25予算	増 減	備 考
形式収支	0	0	0	
単年度収支	26,658	26,949	▲ 291	
給付基金残高	579,167	678,079	▲ 98,912	H24取崩額の増

平成26年度 国民健康保険特別会計（直営診療施設勘定）

当初予算（案）

H26.2.7

（上田沢診療所）

【歳入】

単位：千円

款	項	目	節・説明	本年度(A)	前年度(B)	比較増減(A-B)	備考	
診療 収入	1 外来 収入	1	国民健康保険診療報酬収入	現年度分	783	740	43	
		2	社会保険診療報酬収入	現年度分	71	74	△ 3	
		3	後期高齢者診療報酬収入	現年度分	5,482	5,736	△ 254	
		4	一部負担金収入	現年度分	926	923	3	
				未収繰越分	1	1	0	
			小計	927	924	3		
		5	その他の診療報酬収入	現年度分	107	167	△ 60	
			計	7,370	7,641	△ 271		
		2	1 諸検査等収入	諸検査等収入	29	9	20	
			計	7,399	7,650	△ 251		
手数料	1	1 施設使用料	自動車使用料	25	51	△ 26		
	2	1 文書料	文書料	1	1	0		
		2 福祉医療手数料	福祉医療手数料	1	1	0		
		計	2	2	0			
繰入	1	1 一般会計繰入金	一般会計繰入金	11,408	12,507	△ 1,099		
	2	1 事業勘定繰入金	事業勘定繰入金	4,336	4,270	66		
		計	15,744	16,777	△ 1,033			
4	1	1 繰越金	前年度繰越金	1	1	0		
5	1	1 雑入	雑入	1	1	0		
		合 計		23,172	24,482	△ 1,310		

【歳出】

単位：千円

款	項	目	本年度(A)	前年度(B)	比較増減(A-B)	備考
1 総務 費	1	1 一般管理費	19,189	20,406	△ 1,217	嘱託医報酬、臨職賃金等
		計	19,189	20,406	△ 1,217	
2 医療 費	i	1 医療材料費	3,932	4,025	△ 93	医薬品代
		計	3,932	4,025	△ 93	
3	1	1 償還金	1	1	0	
4	1	1 予備費	50	50	0	
		合 計	23,172	24,482	△ 1,310	

（大網診療所）

【歳入】

単位：千円

款	項	目	節・説明	本年度(A)	前年度(B)	比較増減(A-B)	備考	
診療 収入	1 外来 収入	1	国民健康保険診療報酬収入	現年度分	3,754	3,335	419	
		2	社会保険診療報酬収入	現年度分	1,010	926	84	
		3	後期高齢者診療報酬収入	現年度分	10,005	8,553	1,452	
		4	一部負担金収入	現年度分	2,789	2,482	307	
				過年度分	1	1	0	
			小計	2,790	2,483	307		
		5	その他の診療報酬収入	現年度分	486	686	△ 200	
			計	18,045	15,983	2,062		
		2	1 諸検査等収入	諸検査等収入	29	48	△ 19	
			計	18,074	16,031	2,043		
手数料	1	1 施設使用料	自動車使用料	51	10	41		
	2	1 文書料	文書料	1	1	0		
		2 福祉医療手数料	福祉医療手数料	1	4	△ 3		
		計	2	5	△ 3			
繰入	1	1 一般会計繰入金	一般会計繰入金	13,398	12,026	1,372		
	2	1 事業勘定繰入金	事業勘定繰入金	3,656	3,580	76		
		計	17,054	15,606	1,448			
4	1	1 繰越金	前年度繰越金	1	1	0		
5	1	1 雑入	雑入	1	1	0		
		合 計		35,183	31,654	3,529		

【歳出】

単位：千円

款	項	目	本年度(A)	前年度(B)	比較増減(A-B)	備考
1 総務 費	1	1 一般管理費	25,591	23,137	2,454	嘱託医報酬、職員人件費、臨職賃金、備品購入費等
		計	25,591	23,137	2,454	
2 医療 費	1	1 医療材料費	9,541	8,466	1,075	医薬品代
		計	9,541	8,466	1,075	
3	1	1 償還金	1	1	0	
4	1	1 予備費	50	50	0	
		合 計	35,183	31,654	3,529	

新旧対照表

鶴岡市国民健康保険診療所の一部負担金、使用料及び手数料条例（平成17年鶴岡市条例第136号）の一部を次のように改正する。

現 行		改 正 案																																					
<p>別表（第2条、第3条関係）</p> <p>1 使用料</p> <p>(1) 自動車使用料（往診の場合）</p> <p>ア 昼間片道2キロメートルまで510円とし、2キロメートルを超えるときは1キロメートルにつき150円を加えた額</p> <p>イ 午後6時から午前6時まで及び暴風雨雪の場合は2割増しとする。</p> <p>(2) レントゲン使用料（健康診断による胸部撮影の場合）</p> <p>ア 直接撮影1枚につき</p> <p>(ア) 大4ツ切 1, 670円</p> <p>(イ) 4ツ切 1, 620円</p> <p>(ウ) 6ツ切 1, 560円</p> <p>(エ) 8ツ切 1, 530円</p> <p>イ 透視検査1回につき 980円</p> <p>2 手数料</p> <p>(1) 文書料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>診断書</th> <th>健診料</th> <th>文書料</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>単純なもの</td> <td>初診時の場合は診療報酬点数表(乙表)に定める額</td> <td>1, 540円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>複雑なもの</td> <td>上記の額に人数を乗じた額</td> <td>2, 060円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>駅伝 マラソン等連名式</td> <td></td> <td>1, 540円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		診断書	健診料	文書料	摘要	単純なもの	初診時の場合は診療報酬点数表(乙表)に定める額	1, 540円		複雑なもの	上記の額に人数を乗じた額	2, 060円		駅伝 マラソン等連名式		1, 540円		<p>別表（第2条、第3条関係）</p> <p>1 使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自動車使用（往診）</td> <td>昼間片道2キロメートルまで540円とし、2キロメートルを超えるときは1キロメートルにつき150円を加えた額</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 午後6時から午前6時まで及び暴風雨雪の場合は2割増しとする。</p> <p>2 手数料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>健診料</th> <th>文書料</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>診断書</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>単純なもの</td> <td>初診時の場合は診療報酬点数表(乙表)に定める額</td> <td>1, 620円</td> <td>受験、就職、銃砲等</td> </tr> <tr> <td>複雑なもの</td> <td></td> <td>2, 160円</td> <td>生命保険、身体障害者認定用等</td> </tr> </tbody> </table>		区分	使用料	自動車使用（往診）	昼間片道2キロメートルまで540円とし、2キロメートルを超えるときは1キロメートルにつき150円を加えた額	区分	健診料	文書料	摘要	診断書				単純なもの	初診時の場合は診療報酬点数表(乙表)に定める額	1, 620円	受験、就職、銃砲等	複雑なもの		2, 160円	生命保険、身体障害者認定用等
診断書	健診料	文書料	摘要																																				
単純なもの	初診時の場合は診療報酬点数表(乙表)に定める額	1, 540円																																					
複雑なもの	上記の額に人数を乗じた額	2, 060円																																					
駅伝 マラソン等連名式		1, 540円																																					
区分	使用料																																						
自動車使用（往診）	昼間片道2キロメートルまで540円とし、2キロメートルを超えるときは1キロメートルにつき150円を加えた額																																						
区分	健診料	文書料	摘要																																				
診断書																																							
単純なもの	初診時の場合は診療報酬点数表(乙表)に定める額	1, 620円	受験、就職、銃砲等																																				
複雑なもの		2, 160円	生命保険、身体障害者認定用等																																				

## 国保関連予算の補正について（平成26年3月）

## 1 国民健康保険特別会計（事業勘定）の補正

平成24年度の療養給付費負担金（国庫）の償還金 142,458千円

## 【歳入の補正】

- ・ 一般会計繰入金（財政安定化支援事業分等） 26,808千円
- ・ 前年度繰越金 115,650千円

## 2 国民健康保険特別会計（直営診療施設勘定）の補正

職員人件費（給与の特例減額措置） ▲237千円

## 【歳入の補正】

- ・ 一般会計繰入金 ▲237千円

## 3 一般会計の補正

国民健康保険特別会計（事業勘定）繰出金 26,808千円

国民健康保険特別会計（診療施設勘定）繰出金 ▲237千円